

2006年7月13日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

市立保育所の運営管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年7月13日付けで諮問（第196号）された市立保育所の運営管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第4号の規定による本人以外のものから収集する必要性が認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理性が認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性が認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では、2006年度の重点施策として「犯罪のない安全なまちへの対策」を挙げ、さまざまな施策に取り組んでいる。また、ふじさわ総合計画2020では、「安全で安心して暮らせるまち」として公立保育所の環境整備

事業を位置づけている。防犯カメラにより映像を監視及び録画すること、かつ防犯カメラを設置していることを表示することは、保育園への不法侵入等の未然防止と不審者への抑止効果が期待できる。より良い保育環境と安全確保を図るため、平成18年度から3カ年で公立保育園16園に防犯カメラを設置する。初年度は6園、以降各年度5園に設置を計画している。

防犯カメラの撮影対象区域は、保育園敷地及びそれと隣接する道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように設置する。

機器構成としては、保育園の門扉付近にカメラ、事務室にカメラ駆動ユニット、デジタルディスクレコーダー及びカラーモニターである。カメラで撮影した映像をカメラ駆動ユニットを経由して、デジタルディスクレコーダーで録画すると同時にカラーモニターに画像を表示する。

防犯カメラにより人物を撮影及び録画することは、個人情報の本人以外のものからの収集となる。また、画像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスクに保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積であることから、条例第10条及び第18条に基づき、個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数の者が立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である園児の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

(3) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。ただし、園児とその保護者には説明を行い、一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図る。このことから本人への通知は省略するものとする。

(4) コンピュータ処理をする必要性について

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることは、情報の安全な管理並びに省スペース化を図ることができる。このようなことから、コンピュータにより保存及び管理する必要がある。

- (5) 本人以外のものから収集及びコンピュータ利用する個人情報
保育園の門扉を出入り又は門扉付近を通行する人物の映像

- (6) 安全対策について

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また、操作を行う際にはパスワードを設定することで利用を管理補助者及び管理担当者のみ限定する。なお、パスワードは1年ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあるときは速やかに変更する。

設置予定の機器にはネットワーク機能が内蔵されているためパソコンを接続することで操作が可能であるが、この機能は使用せず、各保育園単位で上記機器構成のみにより防犯カメラとして運用する。

- (7) 実施予定日

2006年8月実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により(1)から(4)までの判断をするものである。

- (1) 本人以外のものから収集する必要性について

防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数の者が立ち入る。撮影対象者を限定することは、事務の執行上だけでなく、設置目的である園児の安全確保と犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障が生ずるおそれがある。このことから本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

- (2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

防犯カメラの撮影対象区域には保育園関係者及び園児とその保護者のほか、不特定多数のものが立ち入るため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは不可能である。その通知の代わりとして、園児とその保護者には防犯カメラを設置することについての説明を行うことにより、一般には防犯カメラを設置していることを撮影対象区域内に表示すること及び広報ふじさわに掲載することにより周知を図るということである。このことから本人への通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理をする必要性について

ハードディスクによる画像の保存は、ビデオテープ等と比較して、蓄積容量、画質及び耐久性に優れている。また、必要な期間保存した後、順次上書きすることができる。ハードディスク以外の電磁的媒体を管理する必要がなくなることは、情報の安全な管理並びに省スペース化を図ることができる。このような

ことから、コンピュータにより保存及び管理する必要性があると認められる。

(4) 安全対策について

録画機器であるデジタルディスクレコーダーは、事務室内の棚等に固定金具により据え付けることで持ち出しを防止する。また、操作を行う者にはパスワードを設定し、利用を管理補助者及び管理担当者のみ限定する。

なお、パスワードは1年ごとに更新し、他人に漏れたとき、又は漏れるおそれがあると認めるときは速やかに変更するとのことである。

また、設置予定の機器にはネットワーク機能が内蔵されているためパソコンを接続することで操作が可能となる。ただし、この機能は使用せず、各保育園単位で上記機器構成のみにより防犯カメラとして運用するとのことである。

以上より、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上